

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株 式 会 社 M マ ー ト
代表取締役社長 村 橋 純 雄

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年4月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月23日（木曜日） 午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階 「クリスタルルーム」
（東京都新宿区西新宿二丁目7番2号）
3. 会議の目的事項
報告事項 第20期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.m-mart.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米中通商問題の長期化や新型肺炎の感染拡大等による中国の成長率低下に加え、英国のEU離脱、米国・イランの対立など不透明感の高まりを背景に、総じて景気減速が鮮明となりました。

国内においても、政府の各種政策や企業収益が経済を下支えしているものの、世界経済の減速により輸出が低迷し、設備投資の伸びも鈍化、また相次ぐ自然災害や消費税増税等の影響懸念もあり、力強さに欠ける展開が続きました。昨年12月調査の日銀短観では、大企業・製造業の景況感を示す業況判断指数(DI)は4期連続の悪化となり、昨年12月の景気動向指数による景気の基調判断は、5ヶ月連続で悪化が続きました。

なお、当社が事業を展開している国内のBtoB(企業間電子商取引)市場は、2018年のインターネットによる企業間電子商取引が前年比8.2%増の344兆円(うち卸売は前年比10.5%増の104兆円)、電子商取引の割合であるEC化率が前年比0.8ポイント増の30.2%(うち卸売は前年比0.8ポイント増の27.7%)と拡大しています。(出典：経産省「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)報告書」)

このような事業環境のもと、買い手企業の規模により異なる様々なニーズに応えるために、当社はあらゆる規模のユーザーにとって魅力的な市場となるようサービスの改善強化に努めてまいりました。畜産市場を1ロット規模別に「畜産(～15kg)」「畜産100(15kg～100kg)」「畜産1000(100kg～1,000kg)」と分けたのもその一例です。

また、動画コーナーを新設し、より分かり易い商品紹介を開始するとともに、昨年12月よりインターネット上に「食品業界ニュース」の掲載も開始しました。Mマートは、生産者、メーカー、卸業者、飲食業者、業界メディア等食品業界に関わる全ての事業者が協力することにより、業界全体の発展と拡大を目指す「食品業界活性化プロジェクト」を発足させましたが、「食品業界ニュース」は、同プロジェクトの第一弾として、事業者のビジネスに役立てていただくものです。

一方、昨年5月より新たに農産物市場「アグリ」を開設しました。「アグリ」は、既存の流通経路の規制を全く受けず、完全に市場価格で取引できるBtoBのインターネット市場です。当社は今後も、日本の農産物のみならず食材全体の流通コストの削減・流通拡大・効率化に向けて努力してまいります。

こうした中、当事業年度末における出店数は、出店型のマーケットプレイス市場であります「Mマート（食材を取扱う市場）」は937店（対前年同月比31店増）と増加しました。一方、「Bnet（食材以外を取扱う市場）」はベテラン営業員減少の影響から244店（同3店減）と減少しました。なお、買い手会員数は、従来はMマートの会員のみを表示していましたが、昨年5月末より、BnetなどMマート以外の会員も統合するとともに、倒産・廃業など実質的な取引がなくなった会員を整理して、より正確な会員数に改めたことも加わり、158千社（対前年同月比36千社増）と増加しました。新規の買い手会員数は、毎月1,000社程度の増加が続いています。

また、総流通高は5,919百万円（対前年同期比264百万円増）となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は684,841千円（対前年同期比4.5%増）となりました。利益面では営業利益は147,129千円（対前年同期比0.3%増）、経常利益147,415千円（対前年同期比8.5%増）、当期純利益98,346千円（対前年同期比16.0%増）となりました。

（２）設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は緩やかな回復継続が期待されるものの、地政学リスクや自然災害、新型コロナウイルス感染症等の影響にも留意する必要があります。こうした中、当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、われわれの目標を達成するために対処すべき課題は以下のとおりです。

①競争力の強化

当社は多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しておりますが、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客（売り手企業、買い手企業）を取り巻く環境は絶えず進化しております。そのなかにおいて競争力を強化するためには、顧客の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

②技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③財務体質の強化

当社は、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化するという、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、技術を含め事業全体において主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く専門化していくなかで、専門的かつ正確な知識と学ば力をもった人材を確保し、育成することを重視してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第17期 (2017年1月期)	第18期 (2018年1月期)	第19期 (2019年1月期)	第20期 (当事業年度) (2020年1月期)
営 業 収 益 (千円)	532,109	606,531	655,648	684,841
経 常 利 益 (千円)	52,880	119,257	135,860	147,415
当 期 純 利 益 (千円)	31,714	78,209	84,749	98,346
1株当たり当期純利益金額 (円)	15.92	39.26	35.03	40.22
総 資 産 (千円)	317,305	471,749	1,094,317	1,216,685
純 資 産 (千円)	101,973	180,183	782,015	880,320
1株当たり純資産額 (円)	51.19	90.45	319.80	360.00

(注) 当社は2017年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また2017年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年1月31日現在)

BtoBに特化したeマーケットプレイス事業

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年1月31日現在)

本 社・・・東京都新宿区

(9) 従業員の状況 (2020年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42 [9]	9名 [△2名]	49歳1ヶ月	3年8ヶ月

(注) 従業員数は正社員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員等）は[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年1月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,445,400株（自己株式 65株を含む。）
- (3) 株主数 1,746名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
村橋 純雄	745,900	30.50
合同会社エムホールディングス	380,000	15.53
宇井 裕希乃	190,000	7.76
九谷田 登志恵	190,000	7.76
村橋 勝子	120,000	4.90
村橋 伸繁	119,000	4.86
佐藤 寿春	36,800	1.50
五味 大輔	25,000	1.02
相地 朱美	24,000	0.98
松井証券株式会社	16,500	0.67

（注）持株比率は自己株式（65株）を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 橋 純 雄	
取締役副社長	小野寺 泰	
常 務 取 締 役	九谷田 登志恵	販売本部長
取 締 役	宇 井 裕希乃	業務監理本部長
取締役(社外)	神 崎 行 哉	
常 勤 監 査 役	橋 本 秀 雄	
監査役(社外)	中 田 秀 幸	中田会計事務所代表
監査役(社外)	土 居 明 史	シティア公認会計士共同事務所 (株)エイゾン・パートナーズ 代表パートナー
監査役(社外)	石 田 敦 信	トキワユナイテッドパートナーズLLP パートナー (株)トキワフィナンシャルアドバイザー 代表取締役

- (注) 1. 取締役神崎行哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、社外監査役であります。
3. 取締役神崎行哉氏、監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役橋本秀雄氏は、米久株式会社専務取締役として食材部門を統括していたのみならず、関連会社の社長を兼務するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- また、社外監査役の中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、各々税務、会計の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 石井康彦氏は、2019年10月20日付で取締役管理本部長を、辞任により退任しております。
- なお、管理本部長には、2019年10月20日付で執行役員河合弘一氏が就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	75,150千円 (1,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,000千円 (5,400千円)
合 計	10名 (4名)	84,150千円 (7,200千円)

- (注) 1. 取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
2016年4月26日 株主総会決議 年額300百万円以内
2. 監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
2016年4月26日 株主総会決議 年額 50百万円以内
3. 上記人数及び報酬等の額には、当期中に退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	神崎 行哉	—	—	—
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	—
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 株式会社エイゾン・パートナーズ	— 代表 パー ト ナ ー	—
社外監査役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 株式会社トキワフィナンシャルア ドバイザリー	パートナー 代表取締役	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	神 崎 行 哉	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中 田 秀 幸	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、また、監査役会 に12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。
社外監査役	土 居 明 史	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、また、監査役会 に12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。
社外監査役	石 田 敦 信	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、また、監査役会 に12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化の上、関連資料とともに、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。
- ③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。
- ②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。
- ③有事の時は、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたります。
- ④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。
- ②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。
- ③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰返し周知徹底を図ります。
- ②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。
- ③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。
- ④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。

②監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

(6) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

①当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。

②内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。

②社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。

③監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。

④監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。

⑤監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換及び協議を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。

②内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

【運用状況】

- ・取締役会を開催し、重要事項につき審議決定を行うとともに、各取締役から業務執行について報告を受けています。
- ・内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
- ・各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,146,029	流 動 負 債	336,365
現 金 及 び 預 金	1,014,199	未 払 金	3,554
売 掛 金	19,801	営 業 未 払 金	103,961
営 業 未 収 入 金	103,961	未 払 費 用	12,952
未 収 入 金	285	未 払 法 人 税 等	33,519
前 払 費 用	9,582	未 払 消 費 税 等	17,631
そ の 他	1,500	前 受 金	65,181
貸 倒 引 当 金	△3,299	預 り 金	94,621
固 定 資 産	70,656	ポ イ ン ト 引 当 金	4,944
有 形 固 定 資 産	4,220	負 債 合 計	336,365
建 物	1,864	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	2,356	株 主 資 本	880,320
投資その他の資産	66,435	資 本 金	318,619
敷 金 及 び 保 証 金	58,691	資 本 剰 余 金	260,782
従 業 員 長 期 貸 付 金	500	資 本 準 備 金	260,782
繰 延 税 金 資 産	7,244	利 益 剰 余 金	301,116
		そ の 他 利 益 剰 余 金	301,116
		繰 越 利 益 剰 余 金	301,116
		自 己 株 式	△197
		純 資 産 合 計	880,320
資 産 合 計	1,216,685	負債・純資産合計	1,216,685

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		684,841
営 業 費 用		537,712
営 業 利 益		147,129
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
そ の 他	475	493
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	123	
そ の 他	83	207
経 常 利 益		147,415
税 引 前 当 期 純 利 益		147,415
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,438	
法 人 税 等 調 整 額	△4,370	49,068
当 期 純 利 益		98,346

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年2月1日から2020年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他	利 益			
				利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	剰 余 金 合 計			
当期首残高	318,619	260,782	260,782	202,769	202,769	△155	782,015	782,015
当期変動額								
当期純利益				98,346	98,346		98,346	98,346
自己株式 の取得						△42	△42	△42
当期変動額 合計	-	-	-	98,346	98,346	△42	98,304	98,304
当期末残高	318,619	260,782	260,782	301,116	301,116	△197	880,320	880,320

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

＜有形固定資産＞

定率法を採用しております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

販売促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場の決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

11,836千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 | 2, 445, 400株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の数 | 65株 |
| (3) 配当に関する事項 | |

＜基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの＞

2020年4月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 24, 453千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 10円 |
| ③ 基準日 | 2020年1月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2020年4月24日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2, 327千円
貸倒引当金	1, 010千円
ポイント引当金	1, 513千円
資産除去債務	2, 361千円
その他	31千円
繰延税金資産小計	7, 244千円
評価性引当額	-千円
繰延税金資産合計	7, 244千円

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金については銀行借入による調達を予定しております。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である営業未払金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

- ②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

2020年1月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2020年1月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,014,199	1,014,199	-
(2) 売掛金	19,801	19,801	-
貸倒引当金※1	△3,299	△3,299	-
	16,501	16,501	-
(3) 営業未収入金	103,961	103,961	-
(4) 未収入金	285	285	-
(5) 従業員貸付金※2	2,000	2,000	-
(6) 敷金及び保証金※3	50,303	50,303	-
資産計	1,187,250	1,187,250	-
(1) 未払金	3,554	3,554	-
(2) 営業未払金	103,961	103,961	-
(3) 未払費用	12,952	12,952	-
(4) 未払法人税等	33,519	33,519	-
(5) 未払消費税等	17,631	17,631	-
(6) 預り金	94,621	94,621	-
負債計	266,240	266,240	-

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 従業員貸付金は、1年以内回収予定の従業員短期貸付金1,500千円と従業員長期貸付金500千円の合算額を記載しております。

※3 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(貸借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金及び(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 従業員貸付金

従業員貸付金については、新規に同様の貸付を行った場合に想定されている利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 未払金、(2) 営業未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	360円 00銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	40円 22銭

8. 重要な後発事象に関する注記

2020年3月16日開催の取締役会において、株式分割の実施および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

2020年7月31日（金）を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

<分割により増加する株式数>

①株式分割前の発行済株式総数	2,445,400株
②今回の分割により増加する株式数	2,445,400株
③株式分割後の発行済株式総数	4,890,800株
④株式分割後の発行可能株式総数	14,000,000株

(注) 今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年3月16日開催の取締役会決議により、2020年8月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を現行の7,000,000株から14,000,000株に変更するものといたします。

<分割の日程>

①基準日公告日	2020年7月15日（水）（予定）
②基準日	2020年7月31日（金）（予定）
③効力発生日	2020年8月1日（土）（予定）

<1株当たり情報に及ぼす影響>

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	180円 00銭
1株当たり当期純利益金額	20円 11銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年3月18日

株 式 会 社 M マ ー ト
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 篤 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Mマートの2019年2月1日から2020年1月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月27日

株式会社Mマート 監査役会

常勤監査役 橋 本 秀 雄 ㊞

社外監査役 中 田 秀 幸 ㊞

社外監査役 土 居 明 史 ㊞

社外監査役 石 田 敦 信 ㊞

以 上

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は成長過程にあると考えており、内部留保を充実し財務体質強化を図ること及び企業規模を拡大し、更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行うことが重要と考えていますが、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、経営成績、財政状態等を勘案しながら配当を実施していく方針です。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭 総額 24,453,350円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年4月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 提案の理由

当社が運営しているeマーケットプレイスに関連する事業の多角化を図るため、有料職業紹介事業を現行定款第2条（目的）に追加するものです。

- (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11.（条文省略） （新設） <u>12. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>	（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～11.（現行どおり） <u>12. 有料職業紹介事業</u> <u>13.（現行どおり）</u>

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2020年4月23日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「クリスタルルーム」 電話 03-3348-1234（代表）



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口

より徒歩約3分

JR線・小田急線・京王線

新宿駅

西口

より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口

より徒歩約7分

駐車場・駐輪場の用意はしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
また、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
総会会場では、感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。